

平成27年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

問 総務課文書法法制係(☎026・1111 内線2209)

FAX 022・9252 □soumu@city.tsuchiura.lg.jp

情報公開制度

情報公開制度は、「土浦市情報公開条例」に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進するとともに、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政を推進することを目的としています。

■請求などができる方

情報の公開を請求できる方は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、または市の事務事業に具体的な利害関係を持つている方です。

これら以外の方であっても、情報の公開請求に準ずる『公開の申出』により、情報の開示を求めることが出来ます。ただし、『公開の申出』により求めた情報が仮に非公開となつたときは、『請求者』のよつた審査請求(後述)をす

るところです。

都合で情報公開室に来ることができないときは、郵送、メールまたはファックスでも受け付けています。(様式は市ホームページからダウンロードできます)

■請求などの方法

請求は、情報公開の総合窓口である情報公開室(市役所本庁舎3階)で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書(公開の申出)のときは情報公開申出書)に必要事項を記載してい

ます。皆さんの相談に応じ、本庁舎3階)で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書(公開の申出)のときは情報公開申出書)に必要事項を記載してい

ただきます。

■公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

■審査請求

情報の非公開の決定に不服があるときは、『請求者』は行政不服審査法に基づく審査請求をることができます。

この審査請求について、そのような審査請求(後述)をす

■公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(事由や請求量により日数を延長する場合があります)に、公開・非公開を決定し、その旨を書面でお知らせします。(公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を書面でお知らせします)

[表1] 請求などの状況(単位:件)

実施機関	件数	主な内容									
		地方債に関する情報	住居表示に関する情報	土浦市民総合補償制度の情報	社会福祉法人に関する情報	地籍調査に関する情報	市道に関する情報	土浦市中心市街地活性化基本計画に関する情報	小学校の植栽管理の業務委託に関する情報	各種委員会の行財政監査に係る費用に関する情報	タンク貯蔵所に関する情報
市長公室	1										
総務部	13										
建設部	7										
産業部	5										
都市整備部	24										
教育委員会	4										
選挙管理委員会	0										
市議会	69										
市長公室	1										
企画課	0										
農業委員会	1										
防災委員会	0										
固定資産評価委員会	0										
議会	10										
監査委員会	4										
消防委員会	0										
合計	88										

[表2] 請求などに対する決定などの状況(単位:件)

件数	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
59	26	0	3	88	
合計	59	26	0	3	88

の答申を尊重して当該審査請求に対応する裁決を行います。

率は100%になつてあります。なお、この公開率は次の算式によつてじます。

公開率 = (公開件数 + 部門) / (公開件数 + 非公開件数)

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、『土浦市個人情報保護条例』に基づき、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正などを請求することができます。個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政を推進することを目的としています。

■請求ができる方

自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人および2親等以内の血族の方は、本人に代わって請求をすることができます。

■請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。なお、郵送で請求することもできますので、詳しくはご相談ください。

■開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(30日を限度として延長するときがあります)に開示するかどうかを決定し、書面で通知します。

なお、次のような個人情報は、開示できないことがあります。

- (1) 請求者以外の者の個人情報を含み、その者の権利利益を侵害することになると認められる個人情報
- (2) 個人の評価などに関する個人情報であつて、当該評価などに著しい支障をおぼえおそれのある個人情報

(3) 市が行う事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある個人情報

■審査請求

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をす

と協議のうえ、お知らせした日時、場所で、個人情報の閲覧、視聴またはその写しの交付により開示を行います。この際、本人または法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

■削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

■公開の方法

お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服

するることができます。
この1年間の個人情報の開示請求などの状況は、表3～6のとおりです。
土浦市職員採用試験(第1次試験および第2次試験)での総合得点および順位(第1次試験の結果については、不格合者に係わるものに限る)については、その内容が定期的に開示されます。

【表3】個人情報を取り扱う事務の数(単位：件)

実施機関	件数	市長部局																
		市長公室	総務部	市民生活部	保健福祉部	産業部	建設部	都市整備部	会計課	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員会	農業委員会	固定資産評価委員会	議会	合計	
	593	2	66	57	42	202	118	56	50	129	0	17	4	7	1	45	7	803

【表5】開示請求の状況(単位：件)

実施機関	件数	主な内容		
		市長部局	市民生活部	保健福祉部
市長部局	5	1	10	
市民生活部	1	5	5	
保健福祉部	1	1	10	
合計	16	16	16	

【表6】□頭による開示請求の状況(単位：件)

開示請求期間	開示請求者数	主な内容		
		中途採用	通常採用	□頭
平成27年10月1日付～8月6日	0／16人	0	16人	0／16人
平成27年7月31日～8月31日	2／12人	2	12人	2／12人
平成27年10月9日～11月9日	33／361人	33	92人	29／361人
合計	33／361人	33	92人	29／361人

的であらかじめ開示に関する判断を一律的に行つことができ、一度に多くの請求が見込まれるものであることから、特例として『□頭による開示請求』が認められています。皆さんから提出された申込書や台帳などに記載された個人情報は、市がその情報を保有する必要がなくなつた時点で、確実かつ速やかに処分または消去しています。

【表4】請求などに対する決定などの状況(単位：件)

件数	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
5	5	9	0	2	16
合計	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
803	7	45	1	7	16

【表5】開示請求の状況(単位：件)

開示請求期間	開示請求者数	主な内容		
		中途採用	通常採用	□頭
平成27年10月1日付～8月6日	0／16人	0	16人	0／16人
平成27年7月31日～8月31日	2／12人	2	12人	2／12人
平成27年10月9日～11月9日	33／361人	33	92人	29／361人
合計	33／361人	33	92人	29／361人